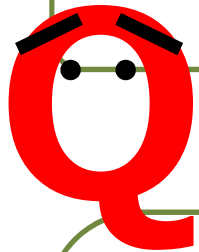


パートタイム労働者に
健康診断を受診させなければなりませんか？



一般健康診断については、パートタイム労働者の契約形態及び週所定労働時間によって、実施する義務があります。また、特殊健康診断については、契約形態及び週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。

	契約形態	正社員	パートタイム労働者					
			○無期契約 ○契約期間1年以上の有期契約(契約更新により1年以上になる場合も含む)			○契約期間が6ヶ月以上1年未満の有期契約(契約更新により6ヶ月以上となる場合を含む)		
	週所定労働時間(対正社員)	1	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満
一般健康診断	雇入時の健康診断	◎	◎	○	△	△		
	定期健康診断(1年以内に1回)							
	特定業務への配置換え時に行なう健康診断					◎	○	△
	特定業務従事者への定期健康診断(6ヶ月以内に1回)					◎	○	△
特殊健康診断	入社時、有害業務への配置換え時に行なう特殊健康診断	特殊健康診断については、契約形態及び週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。						
	定期の特殊健康診断(6ヶ月に1回)							

◎: 労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの

○: 法令上の実施義務規定はないが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について(H26.7.4基発0724第2号)」により実施が望ましいとされているもの。

△: 実施根拠規定がないもの